「第十七項第一号」を「第十八項第一号」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十七項まで」を「第十八項まで」に、「第十七項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「、相続税法」を「相続税法」に、「第四十条の二の二第九項」を「第四十条の二の二第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四十条の二の二第九項第一号」を「第四十条の二の二第十項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第六十九条の五第一項の被相続人から同項の相続又は遺贈により宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）の取得（法第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした者のうちに当該宅地等について法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける者がいる場合における法第六十九条の五第五項の規定の適用については、同項中「」が」とあるのは「」及び猶予適用宅地等面積（第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る宅地等の面積に四百分の二百を乗じて得た面積をいう。同号において同じ。）の合計が」と、同項第二号中「を控除した」とあるのは「及び猶予適用宅地等面積の合計を控除した」とする。

第四十条の四の三第三項第二号中「教育資金」の下に「学校等」を加え、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　贈与者　法第七十条の二の二第十項に規定する贈与者をいう。

第四十条の四の三第四項中「贈与に」を「贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）に」に改め、同条第九項第二号、第十項第一号及び第十一項第一号中「第七十条の二の二第十項各号」を「第七十条の二の二第十二項各号」に改め、同条第十二項中「同条第四項」を「同条第四項本文」に改め、同項ただし書中「は、同号に掲げる書類を」を「は同号に掲げる書類、同一の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（第三号及び次条第十一項において「合計所得金額」という。）についての第三号に掲げる書類を既に提出した教育資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類は、それぞれ」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該受贈者の第一号の信託又は贈与により信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類

第四十条の四の三第十三項中「掲げる書類」の下に「又は第二十二項若しくは第二十三項本文の規定により提出された届出書（当該届出書に添付された書類を含む。）」を、「当該書類」の下に「又は届出書」を加え、同条第十五項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に改め、同条第十六項中「第七十条の二の二第十項第一号又は第三号」を「第七十条の二の二第十二項各号（第四号を除く。）」に改め、同条第十八項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改め、同条第三十九項中「第七十条の二の二第十八項」を「第七十条の二の二第二十項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第二十八項中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項を同条第四十二項とし、同条第三十二項から第三十六項までを五項ずつ繰り下げ、同条第三十一項中「第七十条の二の二第四項」を「第七十条の二の二第四項本文」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第三十二項」に、「第七十条の二の二第四項」を「第七十条の二の二第四項本文」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十八項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「第二十九項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十四項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「又は教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたこと」を削り、「場合」の下に「又は教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第七十条の二の二第一項」を「第七十条の二の二第一項本文」に改め、同条第二十七項とし、同条第二十一項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「、次に掲げる事由に該当した」を「信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつた」に改め、「場合」の下に「又は教育資金管理契約に基づく信託若しくは教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合」を加え、「、その減少することとなつた理由」を削り、「価額（第二十二項」を「価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額（第二十七項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十四項」に改め、同項同号中「に当該贈与者」を「に各贈与者」に、「のうち法第七十条の二の二第一項」を「当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき法第七十条の二の二第十項第二号の規定の適用があつたときは、当該死亡前三年以内に取得をしたものを除く。）のうち同条第一項本文」に、「のうちに」を「（当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当該非課税拠出額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額を控除した残額）のうちに」に、「贈与者（第一号ロに掲げる場合に該当する」を「各贈与者（当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項の次に次の五項を加える。

19　法第七十条の二の二第十項第二号の贈与者が死亡した日における教育資金支出額（同号に規定する教育資金支出額をいう。次項において同じ。）には、同日以前に支払われた教育資金であつて同日においてまだ同条第八項の規定による確認及び記録がされていないものを含むものとする。

20　法第七十条の二の二第十項第二号に規定する政令で定める金額は、贈与者が死亡した日における同項の教育資金管理契約に係る非課税拠出額から同日における当該教育資金管理契約に係る教育資金支出額（同日前に同号の規定により相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次項において同じ。）により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含む。）を控除した残額に、当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）のうち同条第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が当該非課税拠出額（同日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき同号の規定の適用があつたときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（当該他の贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものに限る。）のうち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の価額を控除した残額）のうちに占める割合を乗じて算出した金額とする。

21　法第七十条の二の二第十項第四号の規定により読み替えて適用される相続税法第十八条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した受贈者に係る同法第十七条の規定により算出した相続税額に、当該受贈者の相続税の課税価格のうちに法第七十条の二の二第十項第二号に規定する管理残額の占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。

22　法第七十条の二の二第十二項第一号の規定による届出は、受贈者が三十歳に達した日の属する月の翌月末日までに、当該受贈者が三十歳に達した日において学校等に在学していた旨又は同条第十一項第三号に規定する教育訓練（次項において「教育訓練」という。）を受けていた旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書に、これらの事由に該当することを明らかにする書類を添付して行うものとする。